

食品表示法(品質事項)

～(1)加工食品の横断的義務表示について～

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

食品表示法(品質事項)の(1)加工食品の横断的義務表示について説明します。

食品の区分 — 食品表示法 —

58の品質表示基準

例えば

玄米及び精米品質表示基準

しいたけ品質表示基準

農産物缶詰及び農産物瓶詰品質表示基準

水産物品質表示基準

など

食品表示基準

統合



食品表示法における食品の区分は、これまでJAS法、食品衛生法、健康増進法で規定されていた表示に関する部分が統合されています。

旧JAS法で58種類あった品質表示基準を「食品表示基準」として1つに統合して規定しています。

生鮮食品、加工食品が、それぞれ一般用、業務用に区分されます。

ここでは、一般用加工食品と業務用加工食品の横断的義務表示について説明します。

加工食品に必要な表示事項(横断的義務表示)

容器に入れ、又は包装されたもの。(飲食料品を製造し、一般消費者に直接販売する場合等は除かれる。)

名 称	その内容を表す一般的な名称を記載
保存方法	製品の特性に従い記載
期限表示	品質の劣化が早い食品は「消費期限」、それ以外の食品は「賞味期限」を記載
原材料名	原材料をそれぞれ重量の多い順に記載
添加物	添加物の物質名(及び用途)を重量の多い順に記載
原料原産地名	製品に占める重量割合上位一位の原材料の原産地を記載
内容量	重量(重さ)、体積(かさ)又は数量に単位を記載
固形量 内容総量	固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したものは、内容量に代えて「固形量」及び「内容総量」を記載
原産国名	輸入品にあつては、原産国名を記載
栄養成分の量及び 熱量	栄養成分の量及び熱量を一食分の量等の一定の単位で記載
食品関連事業者	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を記載
製造者及び製造所	製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を記載

・表示に用いる文字は、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字であることが必要。
ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものは、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。

2

最初に一般用加工食品について説明します。

加工食品には、横断的義務表示と呼ばれる、共通して表示が義務付けられている項目があります。品質事項で説明する項目は、表のオレンジ色の網掛けの部分です。

原則、ほとんどの食品に表示の義務がありますが、量り売りなどのように、容器包装されずに消費者に販売される加工食品は、食品表示基準に基づいて表示する義務はありません。

また、作ったその場で販売する場合や、レストラン、給食など、設備を設けて飲食させる場合も表示義務はありません。

記載する文字の大きさについても規定があり、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさの文字で表示することとされています。

ただし、表示可能面積がおおむね150cm²以下のものは、JISZ8305に規定する5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができます。

一般用加工食品②

名称

- ・その食品の内容を的確に表す一般的な名称を表示する。

原材料名

1 基本的な表示方法

- ・原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称で表示する。

2 複合原材料の表示方法

- ・複合原材料の名称の次に括弧を付け、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。

- ・複合原材料の表示について、それを構成する原材料を分離して表示した方が分かりやすい場合、構成する原材料を分離して表示できる。

3

名称は、商品名ではなく一般的な名称を記載します。一般的な名称とは、食品表示基準などで、表示しなくてはならない名称が決まっているものは、その名称で表示します。

規定がない場合には、主要な原材料、配合割合、用途など、内容を的確に表しているか、消費者に誤認を与えないか、大げさでないか、脚色していないかなどについて十分留意された上で、事業者の判断により表示します。

原材料名は、食品添加物とそれ以外の原材料とを明確に区分し、それぞれ重量順に全て記載します。

2種類以上の原材料からなる原材料のことを複合原材料といいます。

複合原材料を表示する場合には、複合原材料の名称の次に括弧を付け、当該複合原材料に使用されている原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高いものから順に重量順にその最も一般的な名称で表示します。

単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合は、構成する原材料を分割して表示することができます。複合原材料を分割して表示できる場合は、以下のア及びイの条件を踏まえ、総合的に判断します。

ア 中間加工原料を使用した場合であって、消費者がその内容を理解できない複合原材料の名称の場合

イ 中間加工原料を使用した場合であって、複数の原材料を単に混合（合成したものは除く。）しただけなど、消費者に対して中間加工原料に関する情報を提供するメリットが少ないと考えられる場合

表示例1(複合原材料を使用した場合の表示方法)

原材料にマヨネーズを使用した場合

●基本の書き方

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ(食用植物油脂、卵黄(卵を含む)、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖)、□□、××
------	--

重量順で3番目以下、かつマヨネーズに占める割合が5%未満の場合

●原材料が3種類以上ある場合の書き方

原材料名	〇〇、△△、マヨネーズ(食用植物油脂、卵黄(卵を含む)、醸造酢、 その他)、□□、××
------	---



複合原材料を使用した場合の表示方法の具体例です。

たとえば原材料に複合原材料であるマヨネーズを使用した場合、

基本は、原材料名欄に「マヨネーズ(食用植物油脂、卵黄(卵を含む)、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖)」と、すべての原材料名を表示する必要があります。

ただし、マヨネーズのように原材料が3種類以上からできている複合原材料の場合には、重量順で3番目以下で、かつ複合原材料に占める割合が5%未満の場合は「その他」と省略して記載することができます。

表示例2(複合原材料を使用した場合の表示方法)

原材料に「ココア調製品」を使用した場合

●複合原材料表示による書き方

原材料名	小麦粉(国内製造)、ココア調製品(砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、その他)、バター、鶏卵 膨張剤
------	--

●分割して表示する場合の書き方

原材料名	小麦粉(国内製造)、バター、砂糖、鶏卵、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳、食塩 膨張剤
------	--

5/5

複合原材料の表示方法について、原材料を分離して表示した方が分かりやすい場合には、原材料を分離して表示できます。

たとえば、砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳、食塩を混合した複合原材料「ココア調製品」を原材料とする場合、複合原材料表示により「ココア調製品(砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、その他)」と表示する代わりに、砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、脱脂粉乳、食塩と分割して表示できます。

一般用加工食品③

内容量、固形量、内容総量

- ・特定商品については、計量法(平成四年法律第五十一号)の規定により表示する。
- ・それ以外の食品にあつては内容重量、内容体積又は内容数量を表示する。(内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位により記載する)
- ・固形物に充てん液を加え缶又は瓶に密封したもの(固形量の管理が困難な場合を除く。)にあつては、内容量に代えて、固形量及び内容総量とする。(固形量はグラム又はキログラム、内容総量はグラム又はキログラムの単位により記載する)

6

内容量は、計量法で規定されている場合はその規定により表示します。

それ以外の場合は、内容重量(グラム、キログラム)、内容体積(ミリリットル、リットル)、内容数量(個数など)を表示します。

また、計量法で規定されている場合以外で、透明な袋に入っているなど、明らかに外見上わかる場合は省略できます。

固形量、内容総量については、固形物に充填液を加え、缶や瓶に密閉したものは、内容量に代えて「固形量」と「内容総量」を記載することとなっています。

一般用加工食品④

食品関連事業者の氏名又は名称及び住所

- ・食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。
- ・「製造者」、「加工者」、「輸入者」のいずれかの項目名を付して、一括表示部分に表示する。
- ・製造業者、加工業者又は輸入業者との合意により、これらの者に代わって販売業者が表示することも可能である。（「販売者」）

原産国名

- ・輸入品については、原産国名の表示が必要である。

7

食品関連事業者は、食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称と住所を表示します。

製造者、加工者、輸入者のうち、適切な項目名で表示する必要があります。

製造業者、加工業者又は輸入業者との合意により、これらの者に代わって販売業者が表示することもできます。

原産国名は、輸入品が対象です。原産国とは、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」のことを指します。

輸入した加工食品を国内で小分けしただけの場合は輸入品にあたり、原産国名の表示が必要です。

○業務用加工食品の定義

・加工食品のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいう。

○業務用加工食品の義務表示

・名称、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料名、添加物、食品関連事業者の氏名又は名称及び住所、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称、アレルギー、L-フェニルアラニン化合物を含む旨、指定成分等含有食品に関する事項、乳児用規格適用食品である旨、原料原産地名、原産国名、即席めん類に関する事項、無菌充填豆腐に関する事項、食肉に関する事項、食肉製品に関する事項、乳に関する事項、乳製品に関する事項、乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項、鶏の液卵に関する事項、切り身又はむき身にした魚介類であって生食用のものに関する事項、生かきに関する事項、ゆでがにに関する事項、魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項、ふぐを原材料とするふぐ加工品に関する事項、鯨肉製品に関する事項、冷凍食品に関する事項、容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項、缶詰の食品に関する事項、水のみを原料とする清涼飲料水(ミネラルウォーター類)に関する事項、果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを凍結させたものであって、原料用果汁以外のものに関する事項

消費者に販売するときだけではなく、業者間の取引にも表示が義務付けられています。業務用加工食品とは、たとえば、小分け前のバルクの状態の食品やぶどうパンの原材料となる干しぶどうなど、消費者に販売される形になっていない加工食品のことです。業務用加工食品の義務表示事項は、ここに記載のとおりです。